

# 人材認定等事業の登録（環境教育等促進法第11条）

民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、環境保全に関する知識や指導能力を有する者等の育成・認定、環境教育等に関する教材の開発等を行う民間事業者等を、国が登録する制度。

